

土砂災害防止法に基づく 砂防基礎調査業務等積算基準

令和7年5月



山梨県県土整備部

目 次

I.適用範囲	5
II.業務委託料	5
III.業務委託料の積算	5
IV.業務内容	5
1. 新規箇所調査	5
(1) 計画準備	5
(2) 打ち合わせ協議	6
(3) 土石流	6
1) 地形調査	6
2) 地質調査	6
3) 対策施設の状況調査	6
4) 過去の災害実績調査	6
5) 区域の仮設定	6
6) 基準地点の調査	6
7) 基準地点上流の調査	6
8) 土石流流出区間の設定	7
9) 基準地点下流の調査	7
10) 仮設定した土地の確認及び根拠のための調査	7
11) 明らかに土石流が到達しないと認められる区域の設定	7
12) 危害のおそれのある土地の区域の設定	7
13) 著しい危害のおそれのある土地の区域の設定	7
14) 危害のおそれのある土地の区域等の調査	7
15) 調査結果の整理	7
16) 指定地調書の作成	7
(4) 急傾斜地の崩壊	7
1) 地形調査	7
2) 地質調査	8
3) 対策施設の状況調査	8
4) 過去の災害実績調査	8

5) 土石等の移動の高さ・崩壊土量の設定	8
6) 区域の仮設定	8
7) 横断測線・下端位置の確認	9
8) 現地地質調査	9
9) 現地対策施設の状況調査	9
10) 現地崩壊跡地形調査	9
11) 危害のおそれのある土地等の地形現地調査	9
12) 急傾斜地の修正	9
13) 危害のおそれのある土地の区域の設定	10
14) 対策施設の効果評価	10
15) 著しい危害のおそれのある土地の区域の設定	10
16) 危害のおそれのある土地の区域等の調査	11
17) 調査結果の整理	11
18) 指定地調書の作成	11
(5) 地すべり	11
1) 地形調査	11
2) 地質調査	11
3) 対策施設の状況調査	11
4) 過去の災害実績調査	11
5) 区域の仮設定	11
6) 地滑り区域の確認	12
7) 現地地質調査	12
8) 現地対策施設の状況調査	12
9) 危害のおそれのある土地等の地形現地調査	12
10) 地滑り区域の修正	12
11) 危害のおそれのある土地の区域の設定	12
12) 対策施設の効果評価	12
13) 著しい危害のおそれのある土地の設定	13
14) 危害のおそれのある土地の区域等の調査	13
15) 調査結果の整理	13
16) 指定地調書の作成	13
2. 既指定箇所抽出調査	13
(1) 計画準備	13
(2) 打ち合わせ協議	13
(3) 全事象	13
1) 既存資料の収集および整理	13
2) 既指定箇所調査の抽出	13

2-1) 調査対象区域の整理	14
2-2) 既指定箇所調査対象区域の抽出	14
3) 公示図書・区域調書の更新	14
3-1) 公示図書 記載内容整備	14
3-2) 調書内容の更新	14
4) 土砂災害警戒区域データベースの更新	15
5) 既指定箇所調査対象区域の調査内容取りまとめ	15
6) とりまとめと報告書作成	15
3. 既指定箇所調査	15
(1) 計画準備	15
(2) 既存資料の収集・整理	15
(3) 打ち合わせ協議	16
(4) 地形改変による区域変更（土石流）	16
1) 地形調査	16
2) 区域の仮設定	16
3) 現地調査	16
4) 明らかに土石流が到達しないと認められる区域の設定	16
5) 危害のおそれのある土地の区域の設定	16
6) 著しい危害のおそれのある土地の区域の設定	16
7) 危害のおそれのある土地の区域等の調査	16
8) 区域座標の修正	16
9) 調査結果の整理	16
10) 指定地調書の作成	16
11) 住民説明資料作成	16
(5) 地形改変による区域変更（急傾斜地の崩壊）	17
1) 地形調査	17
2) 区域の仮設定	17
3) 現地調査	17
4) 急傾斜地の修正	17
5) 危害のおそれのある土地の区域の設定	17
6) 著しい危害のおそれのある土地の区域の設定	17
7) 危害のおそれのある土地の区域等の調査	17
8) 区域座標の修正	17
9) 調査結果の整理	17
10) 指定地調書の作成	17
11) 住民説明資料作成	17
(6) 土砂災害特別警戒区域の解除（土石流）	18

1) 対策施設の状況調査	18
2) 区域の仮設定	18
3) 現地調査	18
4) 著しい危害のおそれのある土地の区域の設定	18
5) 区域座標の修正	18
6) 調査結果の整理	18
7) 指定地調書の作成	18
8) 住民説明資料作成	18
(7) 土砂災害特別警戒区域の解除（急傾斜地の崩壊）	18
1) 対策施設の状況調査	18
2) 区域の仮設定	18
3) 現地調査	18
4) 対策施設の効果評価	19
5) 著しい危害のおそれのある土地の区域の設定	19
6) 区域座標の修正	19
7) 調査結果の整理	19
8) 指定地調書の作成	19
9) 住民説明資料作成	19
(8) 保全対象の変更（土石流・急傾斜地の崩壊）	19
1) 机上調査(資料準備等)	19
2) 現地調査	19
3) 指定地調書の作成	19

V.標準歩掛 20

土砂災害防止法に基づく砂防基礎調査業務等積算基準（山梨県）

I 適用範囲

この積算基準は、「土砂災害防止法に基づく基礎調査実施要領（案）（令和3年1月）」（以下、「実施要領」）に基づき山梨県が実施する基礎調査業務に適用する。

なお、上記資料に改正が生じた場合は、本積算基準の運用については別途考慮する。

II 業務委託料

以下に準ずる。

「設計業務等標準積算基準書」（監修：国交省大臣官房技術調査課）

第3編 土木設計業務

第1章 土木設計業務等積算基準

第1節 土木設計業務等積算基準

1-2業務委託料

III. 業務委託料の積算

以下に準ずる。

「設計業務等標準積算基準書」（監修：国交省大臣官房技術調査課）

第3編 土木設計業務

第1章 土木設計業務等積算基準

第1節 土木設計業務等積算基準

1-3業務委託料の積算

IV. 業務内容

1. 新規箇所調査

(1) 計画準備

本業務の主旨・目的を把握し、業務内容を確認する。また県版マニュアル（案）及び手引きに基づき、作業実施に必要な各種資料の収集整理を行い、業務計画書を作成する。なお、以下の資料については、別途業務で収集、整理しているので、これを利用する。

- ・市町村地域防災計画（自主防災組織の有無、警戒避難体制の整備状況 等）
- ・防災マップ等の配布状況
- ・関係法令の指定状況
- ・人口動態
- ・地価動向

- ・ 建築確認申請数、農地転用数

(2) 打ち合わせ協議

打ち合わせ協議は、着手時、机上仮設定時、現場確認後、区域設定時、完了時の5回とする。

(3) 土石流

1) 地形調査

別途作成済みの砂防基盤図(1/2,500)、オルソフォト等を使用し、調査対象箇所の地形情報を把握し、危害のおそれのある土地等の範囲を設定するための資料を作成する。

2) 地質調査

危害のおそれのある土地等の区域を設定するため、土石流の発生のおそれのある溪流及び危害のおそれのある土地等における土質定数について調査する。原則として直近の公共工事により得られた地質資料から決定するが、資料が得られない場合は、土石流危険溪流調査報告書、土石流対策指針（案）等による。但し、特殊な地質な見込まれる場合など、これによりがたい場合は、現地調査を実施する。

3) 対策施設の状況調査

対策施設の状況調査を行い、土石流により流下する土石等の量を減少させる効果を量的に評価する。他所管施設であっても、有効と見込まれるものは評価の対象とする。

4) 過去の災害実績調査

別途とりまとめた箇所に該当する場合、必要な項目をとりまとめ、整理する。

5) 区域の仮設定

基準地点から下流の地盤勾配が 2° 以上の区域を「危害のおそれのある土地」とする。この際、砂防基盤図をもとに、放射状に側線を設定して地盤勾配を調査する。

但し、地形状況により明らかに土石流が到達しないと認められる区域は除く。

6) 基準地点の調査

前項までに仮設定した基準値地点の妥当性を現地で確認する。仮設定した位置が不適当な場合は、地形図上に転記し記録する。

7) 基準地点上流の調査

溪床状況、既存対策施設、地質について、前項までに把握されなかった項目について現地で調査する。地質については前項までの調査で特殊であると見込まれる場合に

実施する。

8) 土石流流出区間の設定

前項までに確認した資料を基に、想定土石流流出区間を設定する。

9) 基準地点下流の調査

基準地点から下流の「危害のおそれのある土地等」の状況を調査し、「著しく危害のおそれのある土地の区域」等の再設定を行う。また、区域の現場復元のため、明瞭な不動点（地物）を数点抽出する。

10) 仮設定した土地の確認及び根拠のための調査

机上設定された土地の範囲について現地で確認する。

11) 明らかに土石流が到達しないと認められる区域の設定

前項までの調査結果に基づき設定する。

12) 危害のおそれのある土地の区域の設定

前項までの調査結果に基づき設定する。区域の外周線、変化点は、DM に基づき座標を算出するとともに、9)において設定した不動点の座標を算出する。

13) 著しい危害のおそれのある土地の区域の設定

前項までの調査結果に基づき設定する。区域の外周線、変化点は、DM に基づき座標を算出する。

14) 危害のおそれのある土地の区域等の調査

既存資料及び現地踏査結果を整理する。

15) 調査結果の整理

マニュアルに示される様式にとりまとめる。また前項で算出した座標を別紙に併記する。

16) 指定地調書の作成

指定様式に基づき作成する。

(4) 急傾斜地の崩壊

1) 地形調査

別途作成済みの砂防基盤図(1/2,500)、オルソフォト等を使用し、調査対象箇所ので地形情報を把握し、危害のおそれのある土地等の範囲を設定するための資料を作成す

る。

ここで設定する地形要素は以下のとおりである。

- ①急傾斜地の下端
- ②急傾斜地の上端
- ③急傾斜地の左右端
- ④急傾斜地の斜度と高さ

2)地質調査

原則として直近の公共工事により得られた地質資料から決定するが、資料が得られない場合は、急傾斜地崩壊危険箇所調査報告書等による。但し、特殊な地質が見込まれるなどこれによりがたい場合は、現地調査を実施する。

3)対策施設の状況調査

調査対象箇所において、急傾斜地の崩壊による災害を防止、軽減するための効果を有する対策施設等を抽出し評価することにより、当該箇所が「危害のおそれのある土地等」に相当するか否かを判断するための資料を得ることを目的とする。

ここでの効果とは、以下のとおりである。

- ① 急傾斜地を崩壊させない効果
- ② 急傾斜地の崩壊により生ずる土石等の量を減少させる効果
- ③ 急傾斜地の崩壊により生ずる土石等を保全すべき地域に到達させない効果

4)過去の災害実績調査

別途とりまとめた箇所に該当する場合、必要な項目をとりまとめ、整理する。

5)土石等の移動の高さ・崩壊土量の設定

著しい危害のおそれのある土地を設定する際に必要となる、土石等の移動高さおよび、崩壊土量は原則として以下のとおりとする。

(i) 土石等の移動の高さ

原則として移動高さについては 1.0m とする。

(ii) 崩壊土量・最大崩壊幅

全国の崖崩れ災害実績データ等に基づく最大崩壊土砂量・崩壊幅を採用する。

ただし、対象急傾斜地で発生した過去の災害実績等に関する資料、または 10) 現地崩壊跡地形調査から明らかに推定できる場合は、それにもとづいて設定してもよい。

6)区域の仮設定

現地調査を行う前に、机上調査で設定した地形要素を利用して、危害のおそれのある土地の区域を仮設定する。1)で設定した横断図ごとに、危害のおそれのある土地の

範囲を設定し、平面上の隣り合う横断測線上の区域を結んで図示する。

7) 横断測線・下端位置の確認

机上で設定した横断測線及び各横断図の下端を現地で確認し、地形変換点や構造物の位置関係等により、横断測線の追加や修正の必要性について現地で確認する。追加や修正等が必要と判断された箇所については、現地で平面図上に記録する。

8) 現地地質調査

机上調査で想定した土質および土質定数の妥当性を評価することを目的として、現地で対象斜面やその近隣において基盤地質や表層土質を確認する。

現地で確認した地質状況と机上調査で想定した土質と整合しない場合は、土質定数を適宜修正する。

9) 現地対策施設の状況調査

現地における対策施設の状況調査は、「3 対策施設の状況調査」で整理・把握した対策施設について、現地で確認する。また、机上調査で把握されていない対策施設が確認された場合は、同様の調査を行うものとし、対象は、急傾斜地崩壊対策事業による施設と同等と認められるものについてのみとする。

10) 現地崩壊跡地形調査

著しい危害のおそれのある土地を設定する際の土石等の移動高さおよび、崩壊土量の設定する際の参考資料とする目的で、崩壊跡地形等の幅、長さ、深さ等を記録する。

11) 危害のおそれのある土地等の地形現地調査

明らかに土石等が到達しないと認められる区域の有無と設定等の資料とする目的で、危害のおそれのある土地等の地形について、急傾斜地の下部～平地部で調査を行い、これらの微地形や人工構造物の有無について以下の項目を把握する。

- ① 小山・盛土や河川・用水路などの区域内の起伏を呈している等の微地形
- ② 掘割構造や盛土構造をなす鉄道・道路などの人工構造物

12) 急傾斜地の修正

現地調査結果にもとづいて、机上調査で設定した急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地の修正を行う。

(i) 急傾斜地の範囲の確定

- ① 横断測線の位置の修正・追加
- ② 横断測線の修正・追加に伴う下端の修正
- ③ 現地調査結果にもとづく下端の修正
- ④ 現地調査結果に基づく左右端の修正

(ii) 上記の修正に付随する傾斜度の再算定

13) 危害のおそれのある土地の区域の設定

以下の範囲について危害のおそれのある土地の区域を設定する。

(i) 急傾斜地（政令第2条1のイ）

(ii) 急傾斜地の下端および上端に隣接する土地（政令第2条1のロ）

急傾斜地の上端と下端の左右点をとる鉛直面で挟まれた土地内の以下の範囲

① 下端に隣接する土地

急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の土地の区域（ただし、地形状況により明らかに土石等が到達しないと認められる土地の区域を除く）

② 急傾斜地の上端に隣接する土地

急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の土地の区域

14) 対策施設の効果評価

評価は、机上・現地にて実施した対策施設の状況調査結果に基づき以下の内容で実施する。

(i) 原因地对策の効果の評価

急傾斜地を崩壊させない効果、急傾斜地の崩壊により生ずる土石等の量を減少させる効果について評価する。

(ii) 待受け式対策施設の効果の評価

急傾斜地の崩壊により生ずる土石等を保全すべき地域に到達させない効果について評価する。

15) 著しい危害のおそれのある土地の区域の設定

(i) 想定する力

① 土石等の移動により建築物に作用すると想定される力（以下「移動による力」という）

② 土石等の堆積によって生じる力（以下「堆積による力」）

(ii) 区域設定する範囲

著しい危害のおそれのある土地は、以下に示した土地について設定する。なお、危害のおそれのある土地の区域内の外側には区域設定できない。

① 急傾斜地の下端に隣接する土地

建築物に作用する想定される移動による力と堆積による力が、建築物の耐力を上回る範囲をそれぞれ算出し、下端より遠い範囲とする。

② 急傾斜地内

急傾斜地内は、急傾斜地上端から比高5mの位置から下側の斜面を区域として設定する。

(iii) 区域の外周線、変化点は、DM に基づき座標を算出する。

16) 危害のおそれのある土地の区域等の調査

設定された危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地について、土地利用状況、人家戸数等を調査する。

17) 調査結果の整理

マニュアルに示される様式にとりまとめる。また前項で算出した座標を別紙に併記する。

18) 指定地調書の作成

指定様式に基づき作成する。

(5) 地滑り

1) 地形調査

別途作成済みの砂防基盤図(1/2,500)、オルソフォト等を使用して、地滑り区域を設定し、移動方向や長さ、幅を求めることを目的とする。

ここで、設定する地形要素は、以下のとおりである。

- ①地滑り区域
- ②地滑りの移動方向
- ③地滑りの長さと幅

2) 地質調査

原則として既存の地質資料から決定するが、特殊な地質が見込まれるなどこれによりがたい場合は、現地調査を実施する。

3) 対策施設の状況調査

地滑りの発生によって生ずる災害を防止・軽減するための効果を有する対策施設等の有無や構造、配置状況の概要を把握するために実施する。地滑り斜面カルテや施設台帳等を参照し、調査箇所毎に対策施設等の状況を整理して行う。

4) 過去の災害実績調査

別途とりまとめた箇所に該当する場合、必要な項目をとりまとめ、整理する。

5) 区域の仮設定

前項までの調査結果を利用して、危害のおそれのある土地及び著しい危害のおそれのある土地の区域を仮設定する。

6) 地滑り区域の確認

机上で設定した地滑り区域を現地で確認し、特に地滑り区域内の地滑りブロックについて着目して、地形の変状等から区域の修正や追加の必要性について検討する。

7) 現地地質調査

机上調査で想定した土質および土質定数の妥当性を評価することを目的として、現地で対象地滑りやその近隣において基盤地質や表層土質を確認する。

現地で確認した地質状況と机上調査で想定した土質と整合しない場合は、土質定数を適宜修正する。

8) 現地対策施設の状況調査

机上で調査した調査結果図を基に現地で確認する。

9) 危害のおそれのある土地等の地形現地調査

明らかに土石等が到達しないと認められる区域の有無と設定等の資料とする目的で、危害のおそれのある土地等の地形について、微地形や人工構造物の有無について以下の項目を把握する。

- ① 小山・盛土や河川・用水路などの区域内の起伏を呈している等の微地形
- ② 掘割構造や盛土構造をなす鉄道・道路などの人工構造物

10) 地滑り区域の修正

現地調査結果に基づき、机上調査で設定した地滑り区域の修正を行う。

- (i) 地滑り区域の修正、確定
- (ii) 上記の修正に伴う以下の項目の再算定
 - ① 地滑り移動方向
 - ② 地滑り長さ
 - ③ 地滑り幅

11) 危害のおそれのある土地の区域の設定

以下の範囲について危害のおそれのある土地の区域を設定する。

- (i) 地滑り区域
- (ii) 地滑り区域の下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離（250m を超える場合は 250m）の範囲内の土地の区域
- (iii) この範囲の外周線の座標を、DM から算出する。

12) 対策施設の効果評価

著しい危害のおそれのある土地の区域設定の際に考慮する目的で、対策施設の土砂災害を防止・軽減するための効果について、評価を行う。

- (i) 地すべり地塊の移動を防止する効果の有無と効果量
- (ii) 地すべり地塊の移動に伴って生ずる土石等を保全対象に到達させない効果の有無と効果量

13) 著しい危害のおそれのある土地の設定

次のように設定する。

- (i) 地すべり区域の下端から、地すべり移動方向に、区域の算定で求めた区域(60mを超える場合は60m)を設定する。
- (ii) 上記のうち、明らかに土石等が到達しないと求められる区域がある場合、この範囲を除去する。
- (iii) この範囲の外周線の座標を、DM から算出する。

14) 危害のおそれのある土地の区域等の調査

設定された危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地について、土地利用状況、人家戸数等を調査する。

15) 調査結果の整理

マニュアルに示される様式にとりまとめる。また前項で算出した座標を別紙に併記する。

16) 指定地調書の作成

指定様式に基づき作成する。

2. 既指定箇所調査抽出調査

(1) 計画準備

調査に先立ち、本業務の目的を理解し、円滑に業務を進めるための実施計画を立案するとともに、調査の準備を行う。

(2) 打ち合わせ協議

打合せ協議は、着手時、中間時3回、完了時の計5回とする。

(3) 全事象共通

1) 既存資料の収集および整理

本業務に必要となる資料データを収集し、整理する。資料としてないものは、関係機関へのヒアリングを実施する。

2) 既指定箇所調査の抽出

既指定区域を対象とし、指定区域の見直しが必要な既指定箇所調査対象区域を抽出

する。

2-1)調査対象区域の整理

対象範囲に含まれる既指定区域を整理する。なお、作業にあたっては、県から提供する土砂災害警戒区域の区域データ及び公示図書、区域調書データ、土砂災害警戒区域データベースを参考とする。

2-2)既指定箇所調査対象区域の抽出

①既指定区域における抽出

区域設定時に作成した砂防基盤図（区域調書 3-5 土地利用状況図）と、令和3年度以降実施した LP 測量データの重ね合わせ図等を用い、土地改変等の有無を把握し、既指定箇所調査対象区域を抽出する。

下記に該当する場合は既指定箇所調査対象区域として抽出し、既指定箇所抽出調査結果一覧表（参考様式 状2）にて整理する。

- ・地形改変、災害発生等による地形の変化や新規立地などの土地利用の変化等により区域形状に修正が必要となる場合
- ・新たな対策施設の整備、既存施設の機能向上、施設の取壊し等により施設効果の評価に変更が生じ、区域形状に修正が必要となる場合
- ・土地利用状況や保全対象等に変化がある場合

3)公示図書・区域調書の更新

3-1)公示図書 記載内容整備

公示図書の下記事項において、記載事項の整備を行う。

- ①公示図書 様式（その2）以降の右下に記載されている「告示番号」「告示年月日」を記載する。

3-2)調書内容の更新

既指定済みの土砂災害（特別）警戒区域の区域調書データを下記のように更新し、地理情報システムへ取り込む準備を行う。

- ①「様式1-1 公示履歴等」のみ「調査年度」を赤字にて更新する。
- ②「様式1-1 公示履歴等」の「基礎調査履歴」を赤字にて更新する。
（業務完了月を記載）
- ③「様式1-1 公示履歴等」の「告示履歴」を赤字にて追記する。
- ④「様式3-3（1）危害の恐れのある土地の等の調査等」の人家戸数を土砂災害警戒区域データベースの値に更新する。
- ⑤「様式3-4 人家等の建築構造状況図」の根拠図をH30に更新した既往の画像データに変更する。

4) 土砂災害警戒区域データベースの更新

発注者より提供された土砂災害警戒区域データベースの更新を行う。既指定箇所抽出調査を実施した区域に赤字にて下記内容を記載する。

- ①既指定箇所抽出調査 調査完了年度を記載 例：「R5」
(土石流：FH 列 急傾斜地：HS 列 地すべり：EK 列)
- ②既指定箇所調査対象区域
既指定箇所調査対象区域の場合：「1」を記載
既指定箇所調査非対象区域の場合：「0」を記載
(土石流：FI 列 急傾斜地：HT 列 地すべり：EL 列)

5) 既指定箇所調査対象区域の調査内容取りまとめ

位置、断面形状(急傾斜地の崩壊のみ)、土地改変状況(有無)、災害発生による土地変状状況(有無)、施設整備状況(有無)、土地利用状況、保全対象等について、既指定箇所調査対象区域カルテ(参考様式 状1)、既指定箇所抽出調査結果一覧表(参考様式 状2)に整理する。なお、既指定箇所調査対象となった区域は以下の要因別(*)に数量を整理する。

*要因別の場合分け

- ①地形改変、災害による地形の変化が確認された区域
- ②施設整備、施設の取り壊しにより施設効果の評価に変更が生じた区域
- ③土地利用状況や保全対象等社会条件に変化が確認された区域

※既指定箇所抽出調査結果一覧表(様式 状2)には、通し番号列を追加し、既指定箇所調査対象区域カルテにも通し番号を追加する。

6) とりまとめと報告書作成

報告書作成にあたっては、以下の情報をまとめた調査計画総括図(参考様式 状3)の作成を行うこと。調査計画総括図(参考様式 状3)には、周囲の土砂災害警戒区域等との位置関係が明確になるように作成し、既指定箇所調査対象区域には通し番号と箇所番号を記載するものとする。

- ①既指定箇所抽出調査実施区域 → 箇所番号記載不要
- ②既指定箇所調査対象区域 → 通し番号、箇所番号を記載

3. 既指定箇所調査

(1) 計画準備

調査に先立ち、本業務の目的を理解し、円滑に業務を進めるための実施計画を立案するとともに、調査の準備を行う。

(2) 既存資料の収集・整理

県版マニュアル(案)及び手引きに基づき、作業実施に必要な各種資料の収集整理を行う。

(3) 打ち合わせ協議

打合せ協議は、着手時、中間時2回、完了時の計4回とする。

(4) 地形改変による区域変更（土石流）

1) 地形調査

別途作成済みの砂防基盤図(1/2,500)、オルソフォト等を使用し、調査対象箇所の地形情報を把握し、危害のおそれのある土地等の範囲を設定するための資料を作成する。

2) 区域の仮設定

地形調査を基に、机上にて現地調査を実施するために必要な区域の仮設定を行う。

3) 現地調査

指定範囲の変更を伴うような地形改変、及び土石流流下方向等の変更について現地確認を行う。

4) 明らかに土石流が到達しないと認められる区域の設定

現地調査結果に基づき、地形改変等を踏まえた区域の見直しを行う。

5) 危害のおそれのある土地の区域の設定

現地調査結果に基づき、地形改変等を踏まえた区域の見直しを行う。

6) 著しい危害のおそれのある土地の区域の設定

現地調査結果に基づき、地形改変等を踏まえた区域の見直しを行う。

7) 危害のおそれのある土地の区域等の調査

設定された区域等について、土地利用状況や人家戸数等を調査する。

8) 区域座標の修正

区域の見直し結果を基に、DM に基づき区域の外周線・変化点の座標を算出する。

9) 調査結果の整理

既存資料及び現地調査結果等を整理する。

10) 指定地調書の作成

指定様式に基づき調書の作成(修正)を行う。

11) 住民説明資料作成

既存資料や、本業務で作成したデータ等を使用し、地元説明会や回覧等による地域

住民に対する説明資料を作成する。

(5) 地形改変による区域変更（急傾斜地の崩壊）

1) 地形調査

別途作成済みの砂防基盤図(1/2,500)、オルソフォト等を使用し、調査対象箇所の地形情報を把握し、危害のおそれのある土地等の範囲を設定するための資料を作成する。

2) 区域の仮設定

地形調査を基に、机上にて現地調査を実施するために必要な区域の仮設定を行う。

3) 現地調査

指定範囲の変更を伴うような地形改変、及びの左右端や上下端等の変更について現地確認を行う。

4) 急傾斜地の修正

現地調査結果に基づき、地形改変等を踏まえた見直しを行う。

5) 危害のおそれのある土地の区域の設定

現地調査結果に基づき、地形改変等を踏まえた区域の見直しを行う。

6) 著しい危害のおそれのある土地の区域の設定

現地調査結果に基づき、地形改変等を踏まえた区域の見直しを行う。

7) 危害のおそれのある土地の区域等の調査

設定された区域等について、土地利用状況や人家戸数等を調査する。

8) 区域座標の修正

区域の見直し結果を基に、DM に基づき区域の外周線・変化点の座標を算出する。

9) 調査結果の整理

既存資料及び現地調査結果等を整理する。

10) 指定地調書の作成

指定様式に基づき調書の作成(修正)を行う。

11) 住民説明資料作成

既存資料や、本業務で作成したデータ等を使用し、地元説明会や回覧等による地域

住民に対する説明資料を作成する。

(6) 土砂災害特別警戒区域の解除（土石流）

1) 対策施設の状況調査

対策施設の設計図書等からの施設の効果量を確認する。

2) 区域の仮設定

対策施設の状況調査を基に、机上にて現地調査を実施するために必要な区域の仮設定を行う。

3) 現地調査

対策施設の設置位置、施設概要及び土石流流下方向等の変更について現地確認を行う。

4) 著しい危害のおそれのある土地の区域の設定

現地調査結果に基づき、対策施設の設置を踏まえた区域の見直しを行う。

5) 区域座標の修正

区域の見直し結果を基に、DM に基づき区域の外周線・変化点の座標を算出する。

6) 調査結果の整理

既存資料及び現地調査結果等を整理する。

7) 指定地調書の作成

指定様式に基づき調書の作成(修正)を行う。

8) 住民説明資料作成

既存資料や、本業務で作成したデータ等を使用し、地元説明会や回覧等による地域住民に対する説明資料を作成する。

(7) 土砂災害特別警戒区域の解除（急傾斜地の崩壊）

1) 対策施設の状況調査

対策施設の設計図書等からの施設の効果量を確認する。

2) 区域の仮設定

対策施設の状況調査を基に、机上にて現地調査を実施するために必要な区域の仮設定を行う。

3) 現地調査

対策施設の設置位置、施設概要及び測線位置や上下端等の変更について現地確認を行う。

4) 対策施設の効果評価

評価は、現地にて実施した対策施設の現地調査に基づき以下の内容で実施する。

① 原因地对策の効果評価

急傾斜地を崩壊させない効果、急傾斜地の崩壊により生ずる土石等の量を減少させる効果について評価する。

② 待受け式対策施設の効果評価

急傾斜地の崩壊により生ずる土石等を保全すべき地域に到達させない効果について評価する。

5) 著しい危害のおそれのある土地の区域の設定

現地調査結果に基づき、対策施設の設置を踏まえた区域の見直しを行う。

6) 区域座標の修正

区域の見直し結果を基に、DM に基づき区域の外周線・変化点の座標を算出する。

7) 調査結果の整理

既存資料及び現地調査結果等を整理する。

8) 指定地調書の作成

指定様式に基づき調書の作成(修正)を行う。

9) 住民説明資料作成

既存資料や、本業務で作成したデータ等を使用し、地元説明会や回覧等による地域住民に対する説明資料を作成する。

(8) 保全対象の変更(土石流・急傾斜地の崩壊)

1) 机上調査(資料準備等)

区域形状に変更のない既指定区域について、机上にて保全対象状況を把握するための資料準備及び調査をする。

2) 現地調査

人家戸数及び建物諸元の変更について現地確認を行う。

3) 指定地調書の作成

指定様式に基づき保全対象に関する調書の修正を行う

V. 標準歩掛

※別紙歩掛かり表 参照

1. 新規箇所調査

(1) 計画準備

(2) 打ち合わせ協議

(3) 土石流

1) 地形調査

2) 地質調査

3) 対策施設の状況調査

4) 過去の災害実績調査

5) 区域の仮設定

6) 基準地点の調査

7) 基準地点上流の調査

8) 土石流流出区間の設定

9) 基準地点下流の調査

10) 仮設定した土地の確認及び根拠のための調査

11) 明らかに土石流が到達しないと認められる区域の設定

12) 危害のおそれのある土地の区域の設定

13) 著しい危害のおそれのある土地の区域の設定

14) 危害のおそれのある土地の区域等の調査

15) 調査結果の整理

16) 指定地調書の作成

(4) 急傾斜地の崩壊

1) 地形調査

2) 地質調査

3) 対策施設の状況調査

4) 過去の災害実績調査

5) 土石等の移動の高さ・崩壊土量の設定

6) 区域の仮設定

7) 横断測線・下端位置の確認

8) 現地地質調査

9) 現地対策施設の状況調査

10) 現地崩壊跡地形調査

11) 危害のおそれのある土地等の地形現地調査

12) 急傾斜地の修正

13) 危害のおそれのある土地の区域の設定

14) 対策施設の効果評価

- 15) 著しい危害のおそれのある土地の区域の設定
- 16) 危害のおそれのある土地の区域等の調査
- 17) 調査結果の整理
- 18) 指定地調書の作成
- (5) 地すべり
 - 1) 地形調査
 - 2) 地質調査
 - 3) 対策施設の状況調査
 - 4) 過去の災害実績調査
 - 5) 区域の仮設定
 - 6) 地滑り区域の確認
 - 7) 現地地質調査
 - 8) 現地対策施設の状況調査
 - 9) 危害のおそれのある土地等の地形現地調査
- 10) 地滑り区域の修正
- 11) 危害のおそれのある土地の区域の設定
- 12) 対策施設の効果評価
- 13) 著しい危害のおそれのある土地の設定
- 14) 危害のおそれのある土地の区域等の調査
- 15) 調査結果の整理
- 16) 指定地調書の作成

2. 既指定箇所抽出調査

- (1) 計画準備
- (2) 打ち合わせ協議
- (3) 全事象共通
 - 1) 既存資料の収集および整理
 - 2) 既指定箇所調査の抽出
 - 2-1) 調査対象区域の整理
 - 2-2) 既指定箇所調査対象区域の抽出
 - 3) 公示図書・区域調書の更新
 - 3-1) 公示図書 記載内容整備
 - 3-2) 調書内容の更新
 - 4) 土砂災害警戒区域データベースの更新
 - 5) 既指定箇所調査対象区域の調査内容取りまとめ
 - 6) とりまとめと報告書作成

3. 既指定箇所調査

- (1) 計画準備
- (2) 既存資料の収集・整理
- (3) 打ち合わせ協議
- (4) 地形改変による区域変更（土石流）
 - 1) 地形調査
 - 2) 区域の仮設定
 - 3) 現地調査
 - 4) 明らかに土石流が到達しないと認められる区域の設定
 - 5) 危害のおそれのある土地の区域の設定
 - 6) 著しい危害のおそれのある土地の区域の設定
 - 7) 危害のおそれのある土地の区域等の調査
 - 8) 区域座標の修正
 - 9) 調査結果の整理
 - 10) 指定地調書の作成
 - 11) 住民説明資料作成
- (5) 地形改変による区域変更（急傾斜地の崩壊）
 - 1) 地形調査
 - 2) 区域の仮設定
 - 3) 現地調査
 - 4) 急傾斜地の修正
 - 5) 危害のおそれのある土地の区域の設定
 - 6) 著しい危害のおそれのある土地の区域の設定
 - 7) 危害のおそれのある土地の区域等の調査
 - 8) 区域座標の修正
 - 9) 調査結果の整理
 - 10) 指定地調書の作成
 - 11) 住民説明資料作成
- (6) 土砂災害特別警戒区域の解除（土石流）
 - 1) 対策施設の状況調査
 - 2) 区域の仮設定
 - 3) 現地調査
 - 4) 著しい危害のおそれのある土地の区域の設定
 - 5) 区域座標の修正
 - 6) 調査結果の整理
 - 7) 指定地調書の作成
 - 8) 住民説明資料作成
- (7) 土砂災害特別警戒区域の解除（急傾斜地の崩壊）
 - 1) 対策施設の状況調査

- 2) 区域の仮設定
- 3) 現地調査
- 4) 対策施設の効果評価
- 5) 著しい危害のおそれのある土地の区域の設定
- 6) 区域座標の修正
- 7) 調査結果の整理
- 8) 指定地調書の作成
- 9) 住民説明資料作成
- (8) 保全対象の変更（土石流・急傾斜地の崩壊）
 - 1) 机上調査(資料準備等)
 - 2) 現地調査
 - 3) 指定地調書の作成